

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2023 年 7 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を掲載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「運用の方法の選定・提示」です。

第 10 講 「運用の方法の選定・提示」

(確定拠出年金法第 23 条 ほか)

確定拠出年金では、運営管理機関が選定・提示した運用の方法（運用商品）の中から、加入者等が運用指図する運用の方法を選択することによって個人別管理資産の運用が行われますが、運営管理機関による運用の方法の選定・提示には一定のルールが設けられています。運用の方法の選定・提示に関するルールとしては、確定拠出年金法第 23 条（運用の方法の選定及び提示）、第 24 条（運用の方法に係る情報の提供）などがあり、このほかに、第 9 講でみた指定運用方法の選定に関する規定などがあります。

まず、主な条文をみてみましょう。

確定拠出年金法第 23 条（運用の方法の選定及び提示）

第 1 項 （略）企業型運用関連運営管理機関等（略）は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるもの（次条第一項において「対象運用方法」という。）を、企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選択に資するための上限として政令で定める数以下で、かつ、3 以上（簡易企業型年金(略)にあつては、2 以上）で選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならない。

（略）

- 2 前項の規定による運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないことその他政令で定める基準に従って行われなければならない。
- 3 企業型運用関連運営管理機関等は、前 2 項の規定により運用の方法の選定を行うに際しては、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、これを行わなければならない。

確定拠出年金法第 24 条（運用の方法に係る情報の提供）

第 1 項 企業型運用関連運営管理機関等は、厚生労働省令で定めるところにより、第 23 条第 1 項の規定により提示した運用の方法について、これに関する利益の見込み及び損失の可能性その他の企業型年金加入者等が第 25 条第 1 項の運用の指図を行うために必要な情報を、当該企業型年金加入者等に提供しなければならない。

注) 実際の条文には「下線」は入っていません。

確定拠出年金法第 23 条第 1 項は、運用関連運営管理機関に対し、運用の方法の選定・提示を義務づける規定です。この際に、選定・提示する運用の方法の数には、下限と上限が定められています。下限は、第 1 項の定めにより「3」（簡易企業型年金は「2」）です。上限の具体的な数は政令に委ねられ「35」となっています（確定拠出年金法施行令第 15 条の 2）。なお、上限については、上限まで選定することが義務づけられているわけではありません。法令解釈第 4—1 により、今後の運用の方法の追加等を考慮して、加入者等が真に必要なものに限って運用の方法が選定されるように、運営管理機関と労使が十分に協議・検討の上で選定し、見直すこととされています。また、選定できる運用の方法には、預貯金、株式、保険商品などがあり、それぞれについて詳細な要件が定められています（確定拠出年

金法施行令第 15 条、確定拠出年金法施行規則第 18 条から第 18 条の 5)。

第 2 項は、運用の方法の選定基準に関する規定で、見込まれる収益の率・変動の可能性・その他の収益の性質が類似していないことが要件となっています。この基準について、法令解釈第 4-1 では、「リスク・リターン特性の異なる運用の方法」と記載されており、一般的にはこの表現が用いられています。なお、具体的な基準は、確定拠出年金法施行令第 16 条に定められています。

第 3 項は、運用の方法を選定する際は、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて行わなければならないとする規定です。これは、指定運用方法の選定に際しても求められることです（第 9 講参照）。

確定拠出年金法第 24 条は情報提供に関する規定です。運用関連運営管理機関は、運用の方法を提示する際に、運用の指図を行うために必要な情報を加入者等に提供しなければなりません。具体的には、提示する運用の方法の全体構成に関する情報や、運用の方法の内容に関する情報などを提供することとされています。例えば、運用の方法の内容に関する情報としては、①利益の見込及び損失の可能性、②拠出の単位・上限額、③利子、配当その他利益の分配方法に関する事項などが挙げられます。このほかにも、過去 10 年間の運用の方法に係る利益又は損失の実績、個人別管理資産額の持分の計算方法、手数料その他の費用の内容、「預金保険制度」（預貯金等の場合）・「保険契約者保護機構」（保険商品等の場合）の対象となっているか否か、「金融サービスの提供に関する法律」第 4 条第 1 項に規定する重要事項なども、提供すべき事項となっています（確定拠出年金法施行規則第 20 条）（第 31 講参照）。

なお、これらの規定は企業型年金に関する規定として定められていますが、確定拠出年金法第 73 条により、個人型年金にも準用されます。個人型年金規約第 90 条（運用の方法の選定及び提示）、第 91 条（運用の方法）、第 93 条（運用の方法に係る情報の提供）にも記載されているので、確認してみると良いでしょう。

今回は、「運用方法の指図」です。

※記載内容は 2023 年 7 月 1 日現在の法令に基づくものです。